

社団法人 情報サービス産業協会

掲題について以下のとおり意見を述べます。

概していえば、同法の施行後、新たな管理事業者が出現してはいるものの、新法が企図したひとつの役割である著作物利用の円滑化に向けてさらに工夫すべき点も少なくないと思われます。著作物の利用という困難な問題だけに一朝一夕に問題を解決できないとしても、今後とも着実な改善を実現するための具体的なスキームをご検討いただきたいと願うものであります。

#### (1) 管理事業者のあり方について

管理事業者の行う管理は、必ずしもユーザ側の意見や利用形態を反映したものととはなっていない面があると思われます。

具体的には、企業内での少数部数の複写について、一の管理事業者が管理する著作物の範囲(種類・数)は、多数ある著作物のごく限られた一部であり、企業としてこれらとの契約を締結するとしても、その効用を計りかねる面があります。

つまり、一の管理事業者が管理委託を受けていない著作物について、管理を受けたとする別の管理事業者が、企業内での少数の複写についてその支払を求めてくることもあり、企業としてはその対応に苦慮することがあります。

そこで、本来、企業内の少数部数の複写に際してのクリアランスは、例えば、分類ごとに一団体(一の管理事業者)で統一すべきではないかと考えます。

#### (2) 使用形態・使用料等について

高度情報化社会では、多様な利用形態が求められており、それを積極的に許容することによって、著作物の利用促進が図られ、ひいては文化の発展があるのではないかと考えます。

しかしながら、現状では、今日の社会環境の変化に即した使用形態の多様化に合致し得るような迅速かつ多様なライセンスが実現できていないと考えます。

具体的には、安価に開発することが求められているWEBページ、各種サービスのホームページなどに対して、音楽等の範囲に属する既存著作物の利用が進まないことの背景のひとつとしては、固定的で高額な使用料の価格設定がなされていることも否定できません。利用者の要求に合った、よりフレキシブルな価格体系、使用形態で許諾することができないのであれば、本法を制定し、事業を開放した意味が薄れるように思います。